

立体的な学習構造で確実に合格力を養成!
中上級者のために開発された要点を絞ったコンパクトなテキスト!

山本浩司の オートマシステムプレミア シリーズ (山本浩司著/早稲田経営出版刊)

発表以来、大人気の山本浩司のオートマシステムシリーズ「山本浩司のオートマシステム プレミア」。この「山本浩司のオートマシステム プレミア」では、確実に合格するために欠かせない重要事項や論点を整理し正確かつ深い知識を習得するとともに、科目間および科目の内部での多角的な物の見方を可能とすることにより、応用力を磨く、中上級者のための受験本です。



※装丁は変更となる場合がございます。

POINT 趣旨

それぞれの趣旨がどういうものか、なぜそれぞれの制度があるのかを示しています。まず全体像を確認しましょう。

POINT 設問

学んだ知識がどのように問われるのかを随時チェックしていきます。

POINT 参考判例

押さえておきたい実際の具体的な判例を示しています。

POINT 展開

さらに関連する応用論点、先例、具体例等を検討していきます。

第1章 代理

①代理とは

■趣旨
代理という制度には、以下の2つの存在理由があります。
私的自治の源泉 自己の活動圏の拡大のための制度(法定代理の存在意義)
私的自治の補充 制限行為能力者等が法律関係を結ぶための制度(法定代理の存在意義)

■分析
代理の要件は以下のとおりです。
1. 代理人が意思表示すること。(または第三者が代理人に意思表示をすること)
2. それが、代理権の範囲内の意思表示であること。
3. 本人のたすけを示すこと(署名)。

○関連事項 署名の方式
「本人のために示すことを示すこと」とは、代理行為の効果を本人に帰属させる意思を示すことを示します。
必ずしも、本人の利益を図る意思を示さずとも、
このため、代理人の報酬の取立(代理または第三者の利益を図るための代理行為)は、有償代理であると同様に、民法614条第1項(書面)の類推適用の類推として取扱われます。(下記に判例参照)
また、署名(下記に判例参照)
また、署名(下記に判例参照)も、必ずしも本人を明示しなくても、期間の事項から本人が誰であるかを明らかにすることができればよいとされています。

【参考判例】
代理人が、自己または第三者の利益を図るために報酬内の行為をしたが、相手方が代理人の意図を知り、または、知ることができた場合に民法820条第1項の類推によりその効力を生じない(裁判例42.4.20)。

●趣旨 訴訟代理権
民法上は、代理権の授与行為を書面しなければならない(規定)とされています。
しかし、民事訴訟法においては、手続安定の見地から、法定代理権・代理権は書面で証明すべきものとされています。

法定代理権については「民事訴訟規則15条前段
訴訟代理権について「民事訴訟規則15条第1項

なお、訴訟代理権については、その職権を証する書面の私文書であるが、裁判所は、公証人その他の認証の職権を有する公務員の認証を受ければなお、訴訟代理人に命じることができるとする規定があります(「民事訴訟法25条」)。

法定代理権については、これに類する規定はありません。その理由は法定代理権を証明する文書としては、もともと、戸籍簿中や成年後見登記簿事項証明書などの公文書しか考えられなかったからです。

●趣旨 代理権限を証する情報
不動産登記法において、登記申請時の届出情報を書面(届出書)として開示する情報は、私文書のケースとの違いがあります。
この場合、私文書は作成期間の定めはないが、代理権限を証する公文書であるとは、登記の申請時において作成後3か月以内のものに限らなければなりません(不動産登記法17条第1項第2号)。
→同一、同様の作成期間の定めが、不動産登記法16条第3項、16条第4項、17条第1項第1号にある。

設問1
相手方が、無償代理人の責任を追及することができるのは、いかなる場合か?

無償代理人の責任を追及するためには、以下の4つの要件をすべて満たす必要があります(民法178条第1項・2項)。
1. 代理人が自己の代理権の証明をすることができないこと。
2. 本人の認証を得ることができないこと。
3. 相手方が、代理権をないことについて善意無過失であったこと。
4. 代理人が初回訪問者ではないこと。
→このほか、以下の「発展」を参照。

以上です。
なお、上記の要件に「代理人が自己の代理権の不存在について過失があった」という事項があります。
したがって、無償代理人の責任は、自己に代理権がないことを知らず、知らぬことに過失のない代理人についても発生します。
→無償代理人の責任は無過失である。

設問2
無償代理人の責任の内容は、民法においてどのように規定されているか?

無償代理人は「履行または損害賠償の責任」を負います。
これは、善悪無別でなく、両方の責任を負うことになります。
なお、上記の「損害賠償の責任」の範囲は、履行利益です(裁判例42.12.6)。
→履行にわたる損害賠償の範囲を定めつつある、当然のことといえます。

発展 相手方が取消権行使した場合
相手方が、無償代理人との契約を取り消した場合(民法115条)には、当該契約はさかのぼって無効となるから、無償代理人に「履行または損害賠償の責任」は生じない。

【参考判例】
株式会社Aの設立準備中の者が、その設立登記の前にその会社の代表取締役として、第三者と会社設立に関する行為に属しない契約をしたときは、民法117条の類推により、第三者への責任を負う(裁判例38.10.30)。

●趣旨 同時履行の申出
共同被告の一方に対する訴訟の目的である権利と共同被告の他者に対する訴訟の目的である権利とが法律上存続しない関係にある場合において、原告の申出があったときは、存論および裁判は、分離しないで行わなければならない(民事訴訟法141条第1項)。
この規定の適用がある裁判例次のケースです。
1. 被告A(本人)に対して契約の放棄の帰属を主張
2. 被告B(代理人)に対して無償代理人の責任を追及
この場合、原告は、本人については、「代理人Bには代理権がなかった」という主張を、代理人Bについては「代理人Bには代理権がなかった」という主張をします。これが「法律上存続しない関係」の典型例です。
なお、同時履行の申出をしなければ、裁判所が2つの争点を分離して審理したときに、原告は本人の責任に対しては代理権が否定され、原告が代理人Bの責任においてこれを肯定され、いずれも裁判の棄却を免れ得る可能性があります。
このため、かかる原告の不利を避けるため、同時履行の申出の効果が認められています。
なお、同時履行の申出は、原告の口頭最終陳述の時までにしなければなりません(民事訴訟法141条第2項)。

発展 ならぬ、同時履行の申出は、原告の口頭最終陳述の時までにしなければならぬのか?

なぜ、同時履行の申出は、原告の口頭最終陳述の時までにしなければならぬのか?

POINT 分析

それぞれの制度を体系的に条文を参照しながら示しています。

POINT 関連事項

より理解を深めるため、確認しておきたい関連事項を示しています。

POINT 発展

より一歩踏み込んだ論点を示しています。

POINT 宿題

主体的に自分で考える癖をつけていきます。チャレンジしてください。